

NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人ひのくにスマイルプロジェクト(以下、当法人という。) が支払う謝金について必要な事業を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 当法人の目的を達成するために実施される会議、助言、講演等に対して謝金を支払うものとする。

(謝金等の支払基準)

第 3 条 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金及び、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金は、原則として別表の標準単価を適用する。

2 講師謝金等及び助言謝金等の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。

3 講師謝金等及び助言謝金等の支払単位は 1 時間とし、1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で 30 分未満の場合は 1 時間 とみなす。

4 執筆謝金等について、400 字詰め原稿用紙以外の用紙を用いる場合は、日本語 400 字詰め原稿用紙に換算して単価を適用する。

5 執筆謝金等の支払単位は 0.5 枚とし、端数については、100 字未満は切り捨て、100 字以上は切り上げとする。ただし、全体で 100 字未満の場合は 0.5 枚とみなす。

(謝金の支払方法)

第4条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

2 謝金の支払いにあたっては、当法人は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。

3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収を行わない。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃については、理事会で決議する。

(付則)

1 この規程は、当法人の成立の日から施行する。

2 (令和7年11月30日改正)

この規程は令和7年11月30日から施行する。(令和7年11月30日 理事会決議)

別表(謝金の基準額)

講師謝金等	1時間あたり	30,000円以内
助言謝金等	1時間あたり	15,000円以内
執筆謝金等	400字あたり	2,000円以内
上記以外の謝金等※1	1時間あたり	2,000円以内

※1 上記以外の謝金とは代表理事が円滑な業務執行に際し謝金等が必要と認めたもの